

## みえ働きやすい介護職場取組宣言事業所 募集要項

### 1 事業概要

自ら職場環境の改善に積極的に取り組んでいる福祉・介護事業所を宣言方式で募集し、証明した事業所の宣言内容等をホームページで公表することで、働きやすい介護職場の環境整備と介護職場に対するイメージアップを図り、新規就労の促進、介護職員の定着などを支援します。

2 実施主体 三重県(※ 三重県社会福祉協議会(以下 本会とする)が、三重県から委託を受けて実施。)

3 対象事業所 三重県内に所在する介護保険法に基づく指定または許可を受けた事業所

4 宣言要件 宣言に取り組む事業所は、下記に掲げる全ての要件を満たしていること

- ① 介護保険法などの事業の実施に係る関係法令等について、その内容を遵守し、適正な運営を行っていること
- ② 労働関係法令に違反する重大な事実がないこと
- ③ 宣言に取り組むことに関して、従業者とともに事業所内で協議したうえで、具体的な取組内容や目標についての合意形成が図られていること

5 宣言内容 別表1「宣言取組内容」に掲げる項目のうち、「取組項目」毎に、「取組内容」から2以上の取組の実施が必要です。

6 宣言の有効期間 有効期間は宣言日から2年間  
※ 有効期間満了後において引き続き実行宣言に取り組む場合には、有効期間満了日の3ヶ月前までに、再度申請を再度行ってください。

7 証明書の交付 三重県知事名の「証明書」を発行します。

8 取組状況等の報告 宣言日から1年後における取組状況及び宣言期間終了時における取組結果について報告書等の提出が必要です。

### 9 取組事業所に対する支援

- ①本会が行う就職フェア等におけるブースを優先的に配置できます。
- ②本会が受託している「小規模事業所等人材育成支援事業」による人材の採用・育成・定着等に関するアドバイザー派遣及び研修講師の派遣を活用できます。
- ③三重県及び本会のホームページから、宣言事業所として情報を公開します。
- ④本会が実施するイベント等で、宣言事業所の取り組みなどを周知します。

10 その他 詳細については、別表2「宣言手続きの流れ」、別表3「宣言対象介護保険サービス一覧」、別添「働きやすい介護職場応援制度実施要綱」を御参照ください。

11 申請方法 様式1「みえ働きやすい介護職場取組宣言申請書」、様式2「みえ働きやすい介護職場取組宣言書」、別紙1「事業所情報」に必要な事項をご記入の上、取組内容が確認できる書類を添えて、下記提出先に郵送にてご提出ください。  
申請書作成にあたっては、記載例や宣言達成の取組例をよく確認してください。

12 申請書等提出先 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会 福祉研修人材部 福祉人材課  
「働きやすい介護職場応援制度事業」担当宛  
〒514-8552 津市桜橋2丁目131  
TEL 059-227-5160 FAX 059-222-0170

## 別表1 「宣言取組内容」

事業所が取り組む内容は、下記に掲げる項目のうち、「取組項目」毎に、右欄に掲げる「取組内容」から2以上の取組を実施してください。

実施内容は、既に取り組んでおり今後も継続するもの、及びこれから新たに取り組んでいくものを対象とします。

取組項目	取組内容
人材育成とキャリアアップ支援の取組	人材育成計画の策定及び実施
	OJTの実施
	能力向上・資格取得への支援
	人材育成を目的とした面談の実施
	キャリアパス制度の導入
	その他（上記以外）
職員の処遇改善と職場環境の改善のための取組	賃金水準の向上、昇給制度の導入
	休暇の積極的な取得に向けた取組の実施
	労働時間短縮に向けた取組の実施
	業務負担の軽減に向けた取組の実施
	福利厚生制度の充実
	魅力ある職場づくりのための取組の実施
その他（上記以外）	
サービスの質の向上と職場のイメージアップに向けた取組	事業所の運営理念・方針の周知
	みえ第三者評価の積極的な受審
	利用者・家族向け説明会の開催
	サービス提供状況の公表
	地域貢献活動、地域交流事業の実施
	ボランティアや実習生等の受入
	その他（上記以外）

別表2 「宣言手続きの流れ」

取り組み事業所	三重県社協	三重県
<p>◇申請書等の提出</p> <p>申請書・取組宣言書・事業所情報に取組内容が確認できる書類を添えて、三重県社協に提出する。</p> <p>※申請手続きは、事業所ごとに提出が基本とする。但し、取り組み内容が同一の場合、事業所を運営する法人が一括して申請することも可能</p> <p>◇証明証の掲示等</p> <p>証明書を事業所のよく見える位置に掲示し、自らのホームページ等でその取組を周知する。</p>	<p>◇申請書類の確認</p> <p>申請書類等の内容確認を行い、不備がなければ、県へ報告する（毎月末）。</p> <p>※申請は、毎月20日に締切り、内容の確認等を実施する。</p> <p>◇証明書の発送</p> <p>県の確認後、三重県知事名の証明書を事業所へ送付する。</p>	<p>◇申請内容確認・認定・証明</p> <p>申請内容が適切と認められる場合、宣言事業所として証明する</p>
<p>◇具体的な取組を実施</p> <p>宣言を行った項目にかかる具体的な取組を実施する。</p>	<p>◇宣言内容等の公開</p> <p>「働きやすい介護職場応援制度構築事業」の専用ホームページで、「みえ働きやすい介護職場取組宣言書」、「事業所情報」等を掲載し、情報を公開する。</p>	<p>◇ホームページでの情報開示</p> <p>「働きやすい介護職場応援制度構築事業」の周知及び三重県社協のホームページにリンクし、宣言事業所の情報提供を行う。</p>
<p>◇取組状況の報告等</p> <p>宣言日から1年後における取組状況及び宣言期間終了時における取組結果について報告書等を三重県社協に提出する。</p>	<p>◇報告書等の確認</p> <p>取り組み事業所から提出された取組状況報告書及び取組結果報告書等の内容確認を行い、不備がなければ、県へ報告する。</p> <p>◇報告内容等の公開</p> <p>県による報告内容確認後、ホームページに報告内容等を掲載し、情報を公開する。</p>	<p>◇報告書等の認定</p> <p>報告内容が適切か確認する。宣言した内容に誠実に取り組んでいないと認められる場合、宣言の証明を取り消す。</p>

別表3 「宣言対象介護保険サービス一覧」

介護給付サービス		
訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護
訪問リハビリテーション	通所介護	通所リハビリテーション
短期入所生活介護	短期入所療養介護	定期巡回・臨時対応型訪問看護
夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護	特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
認知症対応型共同生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
介護療養型医療施設	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	地域密着型通所介護

予防給付サービス		
介護予防訪問入浴介護	介護予防訪問看護	介護予防訪問リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション	介護予防短期入所生活介護	介護予防短期入所療養介護
介護予防認知症対応型通所介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	介護予防特定施設入居者生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護		

## 働きやすい介護職場応援制度実施要綱

### (目的)

第1条 介護従事者の確保を図るため、職場環境の改善に積極的に取り組んでいる福祉・介護事業所が社会的に評価される仕組みづくりに取り組むことで、働きやすい介護職場の環境整備と介護職場に対するイメージアップを図り、新規参入の促進、介護職員の定着を支援することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 制度の実施主体は、三重県（以下、「県」という。）とする。ただし、この制度の実施に係る事務等については、三重県社会福祉協議会への事業委託により実施するものとする。

### (制度内容)

第3条 福祉・介護事業所が、職場環境の改善に取り組んでいる内容を「みえ働きやすい介護職場取組宣言」として県へ申請し、これを県が証明するものとする。

2 宣言を行った事業所は、自らその取組を周知していくこととする。

3 県及び受託者は、ホームページ等で広報するなどの周知を行うものとする。

### (対象事業所)

第4条 対象事業所は、三重県内に所在する介護保険法に基づく指定または許可を受けた事業所または施設とする。

### (宣言事業所の要件)

第5条 宣言に取り組む事業所は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- 一 介護保険法などの事業の実施に係る関係法令等について、その内容を遵守し、適正な運営を行っていること。
- 二 労働関係法令に違反する重大な事実がないこと。
- 三 「みえ働きやすい介護職場取組宣言」として県へ申請することに関して、従業者とともに事業所内で協議したうえで、具体的な取組内容や目標についての合意形成が図られていること。

### (宣言内容)

第6条 事業所が取り組む内容は、別表に掲げる項目とする。

2 宣言に取り組む事業所は、別表の左欄の項目毎に、右欄に掲げる項目から2以上の取組を実施するものとする。

3 実施内容は、既に取り組んでおり今後も継続するもの、及びこれから新たに取り組んでいくものを対象とする。

4 別表右欄に掲げる項目の中に該当する取組がない場合には、左欄の項目内容を満たすと認められる独自の取組によることも可能とする。

5 宣言内容について、虚偽が認められる場合またはその他、必要があると認められる場合には、宣言の証明を行わないことができる。

### (申請手続き)

第7条 宣言に取り組む事業所は、「みえ働きやすい介護職場取組宣言」申請書（様式1）（以下、「申請書」という。）及びみえ働きやすい介護職場取組宣言書（様式2）（以下、「宣言書」という。）に取

組内容が確認できる書類を添えて、受託者に提出して行うものとする。

- 2 申請手続きは、事業所ごとに提出することを基本とするが、事業所を運営する法人が複数事業所で同一の取組を行う場合は、一括して申請することも可能とする。

#### (証明書の交付)

第8条 前条による申請があった場合には、受託者においてその内容を確認し、適当であると認められる場合は、申請書類一式と「みえ働きやすい介護職場取組宣言」証明書(様式3)(以下、「証明書」という。)を県へ提出するものとする。

- 2 前項による内容の確認にあたって、申請内容に疑義が生じる場合には、必要に応じて申請者へ確認を行うものとする。

- 3 県は受託者より申請書等の提出を受けた場合、その内容を確認し、適当であると認められる場合は、証明書へ公印を押印し、受託者から申請者へ交付させるものとする。

#### (宣言事項の取組)

第9条 前条第3項による証明書の交付を受けた事業所(以下、「宣言事業所」という。)は、宣言を行った項目にかかる具体的な取組を実施するものとする。

#### (証明書の掲示)

第10条 宣言事業所は、自身が運営する主たる事業所のよく見える位置に証明書を掲示するものとする。

#### (宣言内容の公表)

第11条 受託者は、証明書を交付した事業所の名称、宣言内容等をホームページにおいて公表するものとする。

#### (有効期間)

第12条 証明書の有効期間(取組期間)は、宣言した日から起算して2年間とする。

#### (取組状況等の報告)

第13条 宣言事業所は、宣言した日から1年後における取組状況及び取組期間終了時における取組結果について、それぞれ期間終了日から20日以内に、みえ働きやすい介護職場取組宣言結果(状況)報告書(様式4)(以下、「報告書」という。)による報告を受託者に提出するものとする。

- 2 前項による報告があった場合には、受託者においてその内容を確認し、適当であると認められる場合は、県へ報告書類一式を提出するものとする。

- 3 状況報告及び結果報告にあたっては、取組前と取組後における離職率や新規採用募集への応募状況などにより、取組による効果を把握するものとする。

- 4 受託者は、第1項の報告内容をホームページにおいて公表するものとする。

#### (宣言の更新等)

第14条 宣言事業所が、有効期間満了後において引き続き取組宣言に取り組む場合には、有効期間満了日の3ヶ月前までに、第7条による申請を再度行うものとする。

- 2 取組期間終了後、または取組期間中に新たな取組を実行しようとする場合には、改めて第7条の申請を行うこととする。

(宣言の取消)

第 15 条 宣言事業所が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、宣言の証明を取り消すことができる。

- 一 事業所から宣言辞退の申し出があった場合
- 二 事業所が第 5 条に掲げる要件を満たさなくなった場合
- 三 事業所が宣言した内容に虚偽または誠実に取り組んでいないと認められる場合
- 四 事業所が事業を廃止若しくは休止した場合
- 五 その他、証明を取り消す必要があると認められる場合

2 前項の規定による取消しを行った場合、第 11 条の規定に基づく公表内容を削除する。また、取消しを受けた事業所は、「みえ働きやすい介護職場取組宣言事業所」の名称を使用してはならない。

(宣言事業所に対する支援)

第 16 条 宣言事業所は「みえ働きやすい介護職場取組宣言事業所」の名称を実行期間中に使用できるほか、受託者から、事業所における取組が円滑に進められるよう、次の支援を受けることができる。

2 受託者は、対象事業所の制度への積極的な参加を促すため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 県福祉人材センターが行う就職フェア等におけるブースの優先的配置
- 二 小規模事業所等人材育成支援事業による人材の採用・育成・定着等に関するアドバイザー及び研修講師の派遣による支援

(その他の取扱い)

第 17 条 この要綱に定めのない事項の取扱いについては、県と受託者との協議のうえ、決定するものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 30 年 7 月 26 日から施行する。

別表（第6条関係）

取組項目	取組内容
人材育成とキャリアアップ支援の取組	人材育成計画の策定及び実施
	OJT 研修の実施
	能力向上・資格取得への支援
	人材育成を目的とした面談の実施
	キャリアパス制度の導入
	その他（上記以外）
職員の処遇改善と職場環境の改善のための取組	賃金水準の向上、昇給制度の導入
	休暇の積極的な取得に向けた取組の実施
	労働時間短縮に向けた取組の実施
	業務負担の軽減に向けた取組の実施
	福利厚生制度の充実
	魅力ある職場づくりのための取組の実施
	その他（上記以外）
サービスの質の向上と職場のイメージアップに向けた取組	事業所の運営理念・方針の周知
	みえ第三者評価の積極的な受審
	利用者・家族向け説明会の開催
	サービス提供状況の公表
	地域貢献活動、地域交流事業の実施
	ボランティアや実習生等の受入
	その他（上記以外）